

環 境 白 書

平 成 23 年 版

島 根 県

発刊に当たって



私たちが暮らす島根には、四季折々の移ろいを見せる豊かで多様な自然がよく残されています。この自然環境を守り、未来に引き継いでいくことは、私たちの願いであるとともに、私たちに課せられた責務でもあります。

しかしながら、今日の環境問題は、地球規模での温暖化の進行や生物多様性の危機、身近なところではゴミの処理など多岐に渡り、これらを取り巻く状況も複雑化しています。また、昨年3月の東日本大震災によりエネルギーや放射線などの様々な問題が顕在化しました。

このような状況の中で、空気や水など生活環境の大切さを再認識し、私たちの生活や経済活動が環境に負荷を与えていることを考え、行動していくことが、環境問題を解決するうえでは不可欠となってきています。

こうした中、これらの課題に的確に対応していくため、平成23年3月に「第2期島根県環境基本計画」、「第2期しまね循環型社会推進計画」及び「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。これらの計画に基づき、県民や事業者、NPOなどの皆様と行政が一体となって、「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する活力ある島根」の実現を目指します。

本書は、島根県環境基本条例に基づいて、平成22年度の島根県における環境の状況と施策などをとりまとめたものです。本書が県民の皆様幅広く活用され、環境問題への理解と関心を一層深めていただき、具体的な取組につながることを願っています。

平成24年3月

島根県知事

溝口 善兵衛

平成23年版 環境白書

豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する島根をめざして



環境への負担の少ない
循環型社会の構築



人と自然との共生の確保



地球環境保全の積極的推進



環境保全に向けての
参加の推進



共通的・基盤的な
施策の推進



目 次

はじめに	1
I 島根県の自然環境	1
II トピック	2
第2期島根県環境基本計画の策定について	2
第2期しまね循環型社会推進計画の策定について	4
島根県地球温暖化対策実行計画の策定について	6
III 環境の保全に関する施策体系	8
第1章 環境への負担の少ない循環型社会の構築	9
第1節 大気環境の保全【環境政策課】	9
1 一般環境大気測定局における常時監視	9
2 自動車排出ガス測定局における常時監視	10
3 有害大気汚染物質の状況	10
4 フッ素化合物の状況	12
5 石綿（アスベスト）の状況	12
(1) 特定粉じん排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況	12
(2) 大気環境中の石綿濃度調査実施状況	12
6 ばい煙発生施設等の状況	13
(1) 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況	13
(2) ばい煙発生施設等の立入検査実施状況	13
第2節 水環境の保全	14
1 水環境の現況【環境政策課】	14
(1) 公共用水域の水質	14
(2) 地下水の水質	16
(3) 海水浴場遊泳適否調査	16
(4) その他水質関係調査	17
2 水質汚濁の防止対策	17
(1) 工場・事業場排水対策【環境政策課】	17
(2) 生活排水対策【環境政策課、農村整備課、漁港漁場整備課、下水道推進課】	22
(3) 下水道整備【下水道推進課】	23
(4) 農業集落排水施設の整備【農村整備課】	24
(5) 漁業集落排水施設の整備【漁港漁場整備課】	24
3 湖沼の水質保全対策【環境政策課】	24
(1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び進捗状況	24
第3節 土壌環境の保全	27
1 市街地等の土壌汚染対策【環境政策課】	27
2 農用地の土壌汚染対策【食料安全推進課】	27
3 休廃止鉱山鉱害防止対策【環境政策課】	27
(1) 山元対策	27
(2) 休廃止鉱山周辺環境調査	28
第4節 騒音・振動・悪臭対策【環境政策課】	29
1 騒音・振動の概況	29
(1) 騒音に係る環境基準	29

(2) 騒音規制法及び振動規制法による規制	29
(3) 騒音・振動発生源の改善等	29
(4) 自動車騒音の概況	29
(5) 航空機騒音の概況	30
(6) 近隣騒音対策	31
2 悪臭の概況	31
第5節 化学物質の環境リスク対策【廃棄物対策課】	32
1 概況	32
2 化学物質対策の現況	32
(1) ダイオキシン類対策	32
(2) PRTR法に基づく届出状況	35
(3) 環境ホルモン対策	36
第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量	38
1 一般廃棄物対策【廃棄物対策課】	38
(1) し尿処理	38
(2) コミュニティ・プラント及び浄化槽	38
(3) ごみ処理	38
(4) 1人1日当たり総排出量・リサイクル率（上位5、下位3市町村）	38
2 産業廃棄物対策【廃棄物対策課】	43
(1) 産業廃棄物処理計画	43
(2) 処理体系	43
(3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等	43
(4) 産業廃棄物処理業者の状況	44
(5) （公財）島根県環境管理センター	44
3 3Rの推進【環境政策課】	46
(1) しまねエコショップの認定	46
(2) しまねグリーン製品の認定	46
(3) しまねレジ袋削減キャンペーンの実施	46
4 畜産に係る環境汚染の現況【農畜産振興課】	46
5 家畜ふん尿処理対策【農畜産振興課】	47
(1) 土壌還元の促進	47
(2) 実態把握と指導体制の整備	47
(3) 助成・融資などの措置	47
第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進【原子力安全対策課】	50
1 原子力発電所の現況	50
(1) 島根原子力発電所の概要	50
(2) 原子力発電所の運転状況	50
(3) 原子力発電所周辺の安全対策等	50
2 環境放射線の監視	51
(1) 調査結果の概要	51
(2) 原子力環境センターの運用	51
(3) 環境放射線情報システム	52
3 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	52
4 原子力広報	52

(1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示	52
(2) 広報誌、新聞による広報	53
(3) 見学会開催	53
5 原子力防災	53
(1) 原子力防災訓練の実施	53
(2) 主要な原子力防災資機材の現況	55
(3) 研修事業	55
(4) オフサイトセンターの活用	55
第2章 人と自然との共生の確保	57
第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】	57
1 優れた自然の保全	57
(1) 自然環境保全地域の保全	57
(2) 優れた自然財産の保護と活用	57
(3) 自然保護意識の普及・啓発	58
2 自然公園の保護と利用	58
(1) 本県の自然公園	58
(2) 自然公園の利用	59
(3) 自然公園の管理	60
(4) 中国自然歩道	61
(5) 自然とのふれあいの場の整備	62
3 自然とのふれあいの確保	62
(1) 自然にふれ、学ぶ場の確保	62
(2) 自然とのふれあいの増進	62
4 環境に配慮した工事の推進	62
(1) 事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進	62
第2節 生物の多様性の確保	64
1 野生動植物の保護対策【自然環境課】	64
(1) 「しまねレッドデータブック」の発行	64
(2) 自然環境の調査・情報整備	64
(3) レッドデータ生物の保護対策	64
(4) 自然の再生	64
2 野生鳥獣の保護管理対策【森林整備課（鳥獣対策室）】	65
3 ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【環境政策課】	67
第3節 森林・農地・漁場の保全と活用	68
1 森林・農地・漁場の保全	68
(1) 森林の公益的機能の維持保全【森林整備課】	68
(2) 水と緑の森づくり【林業課】	68
(3) 松くい虫及びナラ枯れ被害対策の推進【森林整備課】	68
(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】	68
(5) 環境にやさしい農業の確立【農畜産振興課】	69
(6) 漁場環境保全対策の推進【水産課】	69
2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用	70
(1) 木材利用の推進【林業課】	70
(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】	70

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】	70
第4節 快適な生活空間の形成	72
1 良好な景観形成の推進【都市計画課（景観政策室）】	72
(1) ふるさと島根の景観づくり	72
(2) 主な景観政策事業	72
2 緑化の推進【林業課】	72
(1) 主な緑化事業	72
(2) 緑化推進運動	73
3 都市公園の整備【都市計画課】	73
4 多自然川づくりの推進【河川課】	75
5 水道の整備【薬事衛生課】	75
第3章 地球環境保全の積極的推進	77
第1節 地球温暖化の防止【土地資源対策課・環境生活総務課・環境政策課】	77
1 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】	77
(1) 県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量	77
(2) 事業者向け地球温暖化対策の実施	78
(3) 家庭向け地球温暖化対策の実施	78
(4) 「しまねCO ₂ ダイエット作戦」の実施	78
(5) 島根県地球温暖化防止活動推進員の養成	79
2 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】	79
3 グリーン購入の推進【環境政策課】	80
4 地域新エネルギーの導入促進【土地資源対策課】	80
(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画	80
(2) 地域新エネルギーの導入促進	80
(3) 平成22年度における導入状況等	80
(4) 地域新エネルギーの導入効果	81
第2節 フロン対策の推進【環境政策課】	82
1 フロン対策の推進	82
第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】	83
1 酸性雨調査	83
2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）	83
第4章 環境保全に向けての参加の促進	85
第1節 環境保全思想の普及・啓発	85
1 環境教育【高校教育課・特別支援教育室・義務教育課】	85
(1) 環境教育のねらい	85
(2) 「環境教育講座」の実施	85
(3) 「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進	85
(4) 補助事業	85
(5) 環境教育の実践例	86
2 こどもエコクラブ事業【環境政策課】	87
第2節 各主体の環境保全活動の推進【環境政策課】	88
1 普及啓発事業	88
(1) 環境月間行事	88
(2) 環境保全普及啓発の広報	88

2	環境白書の発行	88
3	環境マネジメントシステムの普及・啓発	88
	第3節 参加と連携による地域環境づくりの促進	89
1	こども環境学習支援事業	89
	(1) しまね環境学習推進事業（もったいない生活日記コンクール）の実施	89
	(2) 島根オリジナル環境学習展開事業	89
2	環境保全活動支援事業	89
	(1) 環境情報収集・整理・提供	89
	(2) ネットワークの形成	89
	(3) 環境保全活動助成事業	89
3	地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業）	89
	(1) 島根県地球温暖化対策協議会の運営	89
	(2) 温暖化防止県民運動の展開	89
	(3) 省エネ・3Rの県民行動促進（しまねCO ₂ ダイエット作戦）事業	90
	(4) 環境フェアの開催	90
	(5) 地球温暖化防止活動推進員派遣事業	90
4	県住宅用太陽光発電等導入促進支援事業	90
	第5章 共通的・基盤的な施策の推進	91
	第1節 環境に配慮した施策手法の推進	91
1	環境影響評価の概要【環境政策課】	91
2	環境影響評価の実施状況【環境政策課】	91
3	土地利用対策【土地資源対策課】	91
	(1) 国土利用計画	91
	(2) 島根県土地利用基本計画	91
	(3) 土地取引の届出勧告制度	91
	(4) 開発協議制度	92
	第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】	93
1	公害防止協定	93
2	公害紛争・苦情	93
	(1) 公害紛争・苦情処理体制	93
	(2) 公害苦情の状況	93
3	公害防止管理者制度	93
	第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】	95
1	オフィス活動及びグリーン購入	95
2	イベント事業、公共事業に係る環境配慮	95
	第4節 経済的措置【中小企業課】	96
1	環境保全施設の設置等に対する支援	96
	【参考資料】	
	用語解説	97

Ⅱ トピック

第2期島根県環境基本計画の策定について

【環境政策課】

1 改定の経緯

島根県では、これまで様々な環境施策に取り組んできましたが、今後力を入れていくべき課題も明らかになっています。今日の環境問題の多くは、人の活動が環境に大きな負荷を与えていることを一人ひとりが認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、県民、事業者、NPO等、行政が一体となって取り組んで行かなければなりません。こうした状況を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

- 平成9年10月 「島根県環境基本条例」を制定
- 平成11年2月 「島根県環境基本計画」を策定
- 平成18年3月 「島根県環境基本計画」を一部改定
- 平成23年3月 「第2期島根県環境基本計画」を策定

2 計画期間

平成23年度～平成32年度（10年間）

3 課題

旧計画の「重点プロジェクト」の目標達成状況、「環境指標」の推移、県民、事業者などを対象に実施したアンケート調査結果から、今後、施策の強化が必要と考えられる課題は次のとおりです。

①自然とふれあいの場の充実

自然とのふれあいを望む県民は多いが、施策目標の進捗状況は相対的に遅れており、自然環境を適正に保全・活用するとともに、それらとふれあう場、機会の充実が必要です。

②水環境の保全

県民の多くが水環境を周辺環境の良否の重要な要素と考えており、環境基準を達成していない流域の湖沼の水質改善が必要です。

③地球温暖化対策

本県のCO₂排出量は2007（H19年度）時点で1990（H2年度）比25.4%増加しており、行政、県民、事業者、NPO等が連携した取組が必要です。

④循環型社会の構築

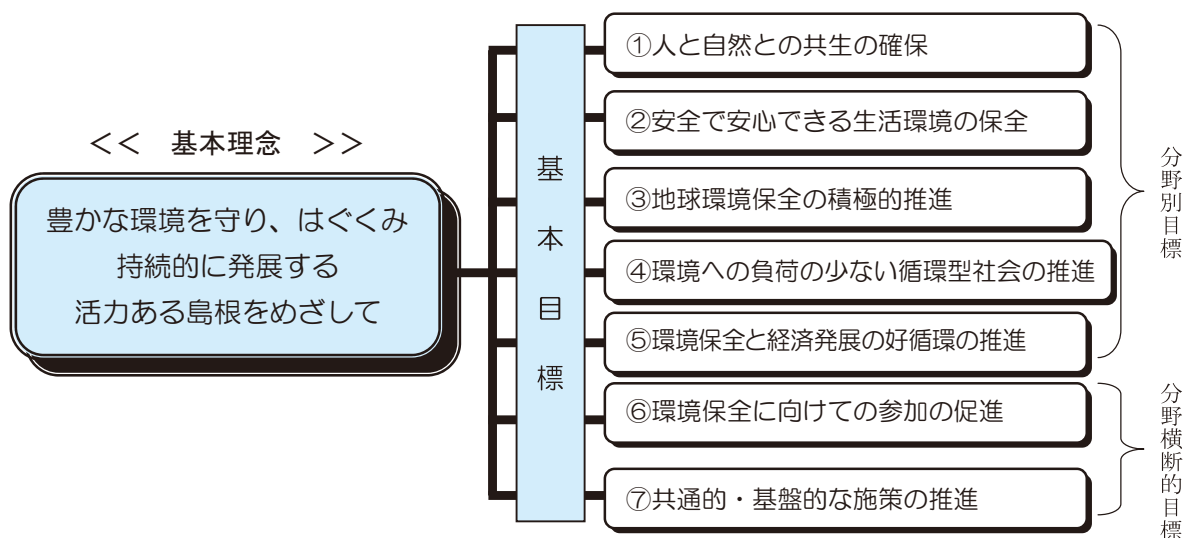
ごみの問題は、最も身近な環境問題として関心が高いが、最終処分量や再生利用率は目標としていた成果が得られておらず、ゴミの減量化、再資源化に向けた3Rの取組が必要です。

⑤環境と経済の両立

国では環境関連産業の振興を重要な施策として掲げるなど、大きな成長が期待されており、本県においても環境関連産業の振興・創出を図り、環境保全と産業の活性化の両立が必要です。

4 基本理念と基本目標

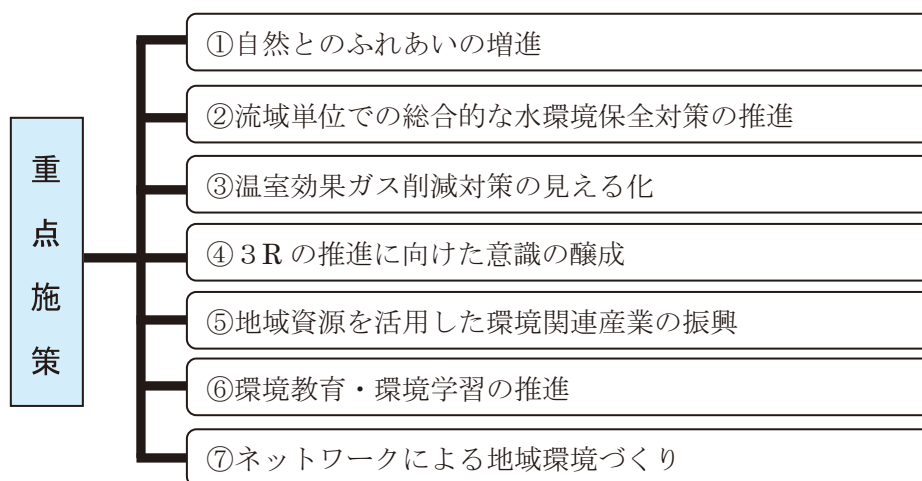
基本理念を実現するために基本目標を次のとおりとします。基本目標は、現状と課題を踏まえ、5つの分野に分けた「分野別目標」と各分野に横断的に関わる2つの「分野横断的目標」に分けて設定しました。



5 重点施策

上記の7つの基本目標を達成するために22の基本施策を実施することとしました。

また、この基本施策の下に具体的な60の施策を置き、特に対応を急がなければならない施策、本県の特徴をいかした島根らしさを発揮する施策を「重点施策」と位置付け、計画期間中に重点的に推進をはかることとした。



6 計画の特徴（分かりやすさ）

基本施策ごとに「現状と課題」「施策目標」「施策展開」「環境指標」「私たちにできること」を示す。

第2期しまね循環型社会推進計画の策定について

【環境政策課】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により限りある資源を大量に消費してきた結果、天然資源の枯渇の懸念や、環境への負荷の問題が起こっています。そのため、新たに採取する資源や廃棄物をできるだけ少なくする「循環型社会」を目指し、3R（スリーアール）（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）や適正な処理を一層推進することを目的として第2期しまね循環型社会推進計画を策定しました。

1 基本理念

「地球温暖化」や「生物多様性の喪失」といった環境問題も我々の活動様式と密接に関係しており、突き詰めると原因は同じところにあるため、その対策は「循環型社会」形成の多くの取組と重なるものです。そのため、県民・NPO等・事業者・行政それぞれの主体が参加・連携することによって、低炭素社会と自然共生社会の構築にもつながるような「しまね循環型社会」の実現を目指します。

すべての主体の参加と連携により、低炭素社会や自然共生社会への取組と協調を図りながら、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」の実現を目指します。

2 計画期間

平成23年度～平成27年度（5年間）

3 指標と目標

(1) 一般廃棄物

	基準年 【平成20年度】	目標年 【平成27年度】
排出量注1	241千t（100%）	229千t（95%）
再生利用率注2	22%（53千t）	26%（59千t）
最終処分量	39千t（100%）	30千t（78%）

注1：排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

注2：再生利用率＝再生利用量（処理後再生利用量＋直接資源化量＋集団回収量）÷排出量

(2) 産業廃棄物

	基準年 【平成20年度】	目標年 【平成27年度】
排出量	1,612千t（100%）	1,628千t（101%）
再生利用率注	60%（969千t）	61%（993千t）
最終処分量	411千t（100%）	395千t（96%）

注：再生利用率＝再生利用量÷排出量

4 重点施策

本県における循環型社会構築への取組の現状や、優先的に取り組むべき廃棄物行政の課題をふまえ、次の三つの施策に重点的に取り組みます。

(1) 次世代を担う子どもへの環境教育

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。

学校における環境学習は、各教科や「総合的な学習の時間」などのすべての教育活動を通して行っていくことが重要な取組となります。

【子どもたちに対する環境教育の充実】

【学校版エコライフチャレンジしまね事業】

【こどもエコクラブの推進】

【各環境イベントへの参加】

【環境団体等への活動支援】

(2) リサイクル製品の研究開発、販路の拡大

新たな資源の投入をできるだけ抑え、自然生態系に戻す廃棄物の量を最小限とするために、排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル促進や環境産業の育成・創出を図ります。

【産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業】

【資源循環型技術経営支援事業】

【資源循環型技術基礎研究実施事業】

【環境リサイクル連携推進事業】

(3) バイオマス資源の利活用の促進

国においては、バイオマス利用の技術開発を進めるとともに、収集・運搬から加工、利用に至るシステムの構築を進めることとしています。

廃材、家畜排せつ物、貝殻、分別収集された生ごみ等が循環資源となり、バイオマス系循環資源として肥飼料等に利用され、これらを利用して生産された農畜産物等が地域内で消費される地産地消の循環型システムの構築を検討していく必要があります。

【バイオマス利活用推進事業】

【家畜排せつ物の利活用の支援】

【木質バイオマスエネルギー活用推進事業】

島根県地球温暖化対策実行計画の策定について

【環境政策課】

島根県の地球温暖化対策は、2010年度を目標年として「島根県地球温暖化対策推進計画」に基づき進めてきましたが、2011年度以降の新たな対策を進めていくために「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

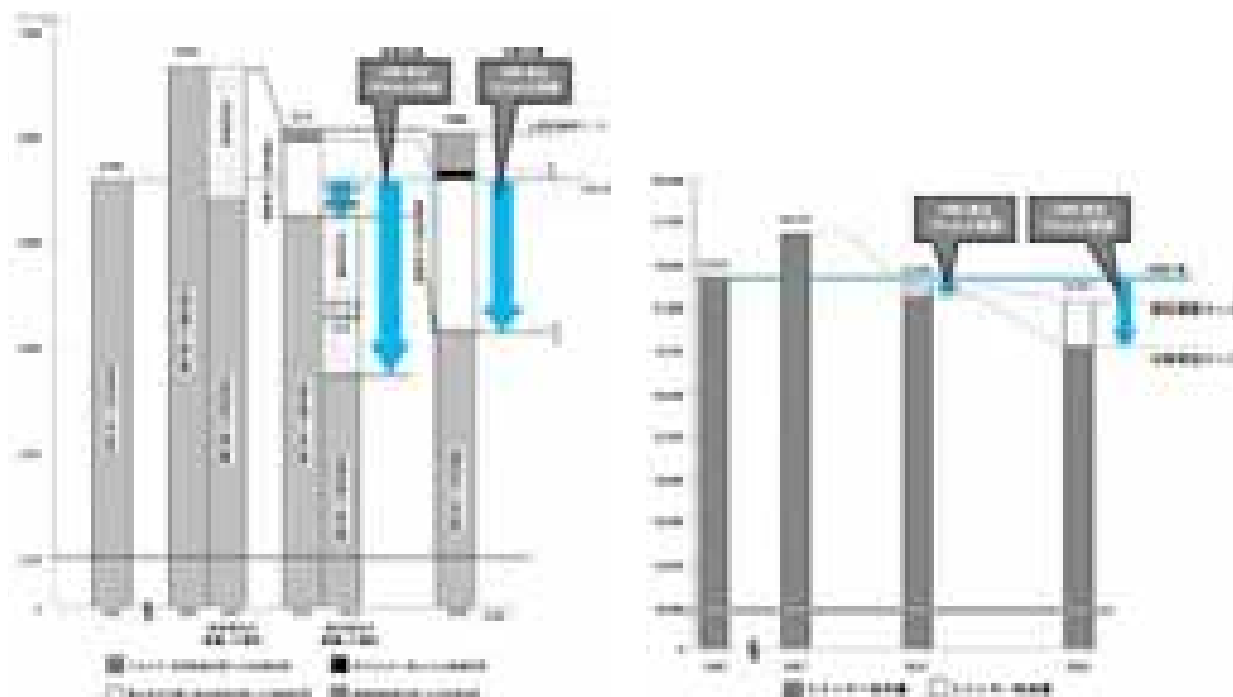
1 目的

「持続可能な発展するしまね」を実現するために温暖化対策に取り組みます。

- 豊かな自然環境などを将来世代へ引き継いでいきます
- 温暖化対策に取り組み、私たちの生活を守ります
- 温室効果ガスを自然が吸収できる量以内にとどめる低炭素社会を実現します

2 目標（基準年：1990年度）

- 短期目標（目標年：2012年度）
 - ・森林吸収量を含めた温室効果ガス排出量を30%以上削減します
 - ・エネルギー使用量を2%以上削減します
- 中期目標（目標年：2020年度）
 - ・温室効果ガス排出量を23%以上削減します
 - ・エネルギー使用量を8%以上削減します
- 長期ビジョン
 - ・低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまねを目指します



3 重点施策

これまでの温暖化対策の検証や、県の特徴や現状、欠くことのできない取組などを踏まえ、重点施策を推進していきます。

しまねから全国へ発信する率先した取組

温室効果ガス削減対策の見える化により取組を支援します

「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開します

島根県の特徴や現状を踏まえた取組

森林資源の積極的な活用により森林循環を促進します

しまねの特性を活かした新エネルギーの導入を促進します

地球温暖化対策と経済発展の両立により産業振興と地域の活性化を図ります

地球温暖化対策のために欠くことのできない取組

明るいしまねの未来づくりを担う人材育成のための環境教育・環境学習を推進します

循環型社会の推進に社会全体で取り組みます

4 地域社会での取組

私たち県民や事業者は、生活や事業活動において積極的に温暖化対策に取り組みます。行政はその取組を支援するとともに行政サービスにおける取組を進めていきます。

生活の取組

- 家庭での省エネ行動
- 新（省）エネ機器・設備等への買換えや導入
- 家庭からの廃棄物の排出抑制

事業者の取組

- 事業所での省エネ行動
- 新（省）エネ機器等の導入や設備改修等
- 事業活動の中で排出される廃棄物の増加抑制

行政の取組

- 地域環境の整備
- 市町村による取組の推進
- 地域グリーンニューディール基金の活用

5 県の率先した取組

県の事務及び事業におけるエネルギー使用量等を削減し、二酸化炭素の排出量の削減を率先して行っていきます。

● 目標

基準年：2009年度

目標年：2015年度

削減目標：二酸化炭素排出量を6%削減します

III 環境の保全に関する施策体系 (島根県環境基本計画)

